

入札説明書

- 1 業務名 : デジタルカラー複合機保守管理業務請負
- 2 入札公告日 : 平成26年 2月28日(水)
- 3 証明書等
提出期限 : 平成26年 3月17日(月)
午後3時
- 4 提出先 : 山梨森林管理事務所 総括事務管理官
- 5 証明書等
の内容 : ・資格確認通知書(写し) 全省庁統一資格
・過去におけるデジタルカラー複合機等保
守管理の実績証明
- 6 開 札 : 平成26年 3月19日(水)
午前11時10分 締切、開札
(午前11時00分 受付開始)
- 7 会 場 : 山梨森林管理事務所 入札室
- 8 契約期間 : 自:平成26年 4月 1日
至:平成27年 3月31日
- 9 配付資料
 - (1) 関東森林管理局署等競争入札契約心得
関東森林管理局ホームページからダウンロードし熟読願います。
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>)
 - (2) 仕様書
 - (3) 契約書(案)
 - (4) 入札書・委任状

仕様書

物件番号1号

デジタルカラー複合機保守管理業務請負

1 対象となる機種及び設置場所

F U J I X e r o x DocuCenter-I V C 5570 1台
山梨県甲府市宮前町7-7 山梨森林管理事務所

2 契約期間

自：平成26年4月 1日
至：平成27年3月31日

3 予定数量

黒モード	156,000枚	(1月当たり13,000枚)
フルカラー	37,200枚	(" 3,100枚)

4 保守点検業務内容

- (1) 常時、良好な状態に保つため、毎月定期的にメンテナンスを行うこと。
- (2) 故障等が発生した場合は、迅速に対応できるようにすること。
- (3) 定期的・随時の機器の点検・修理及び消耗品(ステープル及び用紙を除く)の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式にすること。
なお、保守対応受付時間は原則午前9時から午後5時とする。
- (4) 保守契約にあたってはそれぞれ1枚当たりの単価契約とし、その単価契約については入札書内訳に記載した額とする。
- (5) 契約期間中の保守単価の変更は認めないこととする。

5 責任の所在

製造者のいかに関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

6 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

デジタルカラー複合機保守契約書(案)

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局山梨森林管理事務所長 市川裕子 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、デジタルカラー複合機 (以下「複合機」という。)の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

契約条項

(契約の目的)

第1条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要なトナー等 (以下「消耗品」という。ただし、用紙を除く。)を円滑に供給することを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(保守実施場所)

第3条 保守実施場所は、別紙のとおりとする。

(料金)

第4条 保守料は、別紙のとおりとする。

(保守)

第5条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

(消耗品の供給)

第6条 乙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

(消耗品の所有権)

第7条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 甲は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

(検査)

第8条 乙は、毎月末に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(代金の請求)

第9条 乙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める料金を請求するものとする。

2 取引に係る消費税及び地方消費税額は第4条の計算方式に基づいて算出した合計額に5%を乗じて得た額とする。

(代金の支払)

第10条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内 (以下「約定期間」という。)に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第11条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき若しくは乙が義務を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 乙が解約を申し出たとき。

- 2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1か月の月間基本枚数で計算した保守料相当額に契約期間(履行完了期間を除く。)を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。
- 3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。
- 4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。

(消耗品の返還)

第14条 甲は、この契約が終了したときは、消耗品を乙に返還しなければならない。

(相殺)

第15条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第16条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同

法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年4月1日

(甲) 山梨県甲府市宮前町7-7
分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
山梨森林管理事務所長 市川 裕子

(乙)

別紙

機種、保守実施場所、保守料金

機種	台数	保守実施場所	保守料金
DocuCentre-IV C5570	1台	甲府市宮前町7-7 山梨森林管理事務所	黒モード 1~1,000枚 円/枚 1,001~5,000枚 円/枚 5,000枚以上 円/枚 カウント控除1% フルカラー 1~1,000枚 円/枚 1,001~3,000枚 円/枚 3,000枚以上 円/枚 カウント控除1% 年間予定総額 黒モード 156,000枚 (13,000枚/月) 円 フルカラー 37,200枚 (3,100枚/月) 円 計 円 消費税 円 合計 円

- 1ヶ月の保守料金は第8条に定める検査によって確定した総枚数から、複合機の点検及び調整並びに通常の使用に伴って生じた不良複写の枚数として、総枚数のカウント控除黒モード1%及びフルカラー1%を差し引いた枚数に1枚当たりのコピー料を乗じて得た額とする。
- 運用・保守等
 - (1) 常時、良好な状態を保つため、定期的なメンテナンスを行う。
 - (2) 故障等が発生した場合は、迅速に対応できるようにする。
なお、保守対応受付時間は原則午前9時から午後5時とする。
- 契約内容
上記対応機種に関して、定期・随時の機器の点検・修理及び消耗品（用紙を除く。）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、契約内容にあたっては、それぞれ1枚当たりの単価契約とする。
- その他
複合機の賃貸借の相手方と良好な関係を保つこととする。
詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

(特約事項)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、

将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

入 札 書

入札物件第1号

物件の名称： デジタルカラー複合機保守管理（1台）

入 札 金 額	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

(内訳)

保守料（黒モード）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1～1,000枚</td> <td style="width: 40%;">円/枚</td> </tr> <tr> <td>1,001～5,000枚</td> <td>円/枚</td> </tr> <tr> <td>5,000枚以上</td> <td>円/枚</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">156,000 枚 (13,000枚×12ヶ月＝) _____ 円</p>	1～1,000枚	円/枚	1,001～5,000枚	円/枚	5,000枚以上	円/枚
1～1,000枚	円/枚						
1,001～5,000枚	円/枚						
5,000枚以上	円/枚						
保守料（フルカラー）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1～1,000枚</td> <td style="width: 40%;">円/枚</td> </tr> <tr> <td>1,001～3,000枚</td> <td>円/枚</td> </tr> <tr> <td>3,000枚以上</td> <td>円/枚</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">37,200 枚 (3,100枚×12ヶ月＝) _____ 円</p>	1～1,000枚	円/枚	1,001～3,000枚	円/枚	3,000枚以上	円/枚
1～1,000枚	円/枚						
1,001～3,000枚	円/枚						
3,000枚以上	円/枚						
計	_____ 円						

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

関東森林管理局山梨森林管理事務所長 市川 裕子 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

代理人

印

委任状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局山梨森林管理事務所長 市川 裕子 殿

委任者 住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

私は次の者を代理人と定め、下記の入札に関する権限を受任者に委任します。

受任者 住所

職氏名

印

記

デジタルカラー複合機保守管理業務請負一般競争入札に関する一切の件

受任者使用印